

青森市職員の育児休業等に関する条例（平成十七年条例第四十八号）

新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第一条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p><u>三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p><u>四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(1) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（第二条の四に規定にする場合に該当する場合にあつては、二歳に到達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p><u>ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員</u></p> | <p>第一条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----------------------------|
| <p><u>であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>第二条の二（略）</p> <p><u>（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）</u></p> <p><u>第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合</u> <u>非常勤職員の養育する子の一歳到達日</u></p> <p><u>二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「配偶者育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引</u></p> | <p>第二条の二（略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</u></p> <p><u>三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日</u></p> <p><u>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において配偶者育児休業をしている場合</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)</p> <p><u>第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において配偶者育児休業をしている場合</u></p> <p><u>二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。</u></p> | <p>(新設)</p> <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第二条の三 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。</u></p> |

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|------|---|---|
| <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 第二条の三第三号に掲げる場合又は第二条の四に規定する場合に該当すること。</u></p> <p><u>八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>第四条～第十八条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)</p> <p>第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | | <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第四条～第十八条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)</p> <p>第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | |
| 第五条第 五項 | 決定する | 決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十七号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められた時間を同条第一項に規定する勤務時 | 決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十七号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められた時間を同条第一項に規定する勤務時 |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|--|-------------------------------|--|--|-------------------------------|
| | | 間で除した数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする | | | 間で除した数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする |
| 第五条第六項 | 限る。） | 限る。）に算出率を乗じて得た額 | 第五条第六項 | 限る。） | 限る。）に算出率を乗じて得た額 |
| | 八号俵の額とする | 八号俵の額に算出率を乗じて得た額とする | | 八号俵の額とする | 八号俵の額に算出率を乗じて得た額とする |
| 第七条第一項 | 青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十七号。以下「勤務時間条例」という。） | 勤務時間条例 | 第七条第一項 | 青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十七号。以下「勤務時間条例」という。） | 勤務時間条例 |
| 第二十条（略） （部分休業をすることができない職員） 第二十一条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる <hr/> 職員とする。 一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） | | | 第二十条（略） （部分休業をすることができない職員） 第二十一条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、 <u>育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</u> （新設） （新設） | | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(部分休業の承認)</p> <p>第二十二条 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法</p> <p>第六十七条の規定による育児時間又は青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の二第一項の介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第六十七条第一項の育児時間又は勤務時間条例第十六条の二第一項の介護時間を承認されている場合にあつては、当該五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内)行うものとする。</p> | <p>(部分休業の承認)</p> <p>第二十二条 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間_____の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)</p> <p>第六十七条の規定による育児時間又は青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の二第一項の介護時間を承認されている職員_____に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>(新設)</p> |
| <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第二十三条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、青森市職員の給与に関する条例第十九条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> | <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第二十三条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、青森市職員の給与に関する条例第十九条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>第二十四条 (略)</p> | <p>第二十四条 (略)</p> |
| <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>第二十五条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> | |
| <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> | |
| <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>第二十六条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> | |
| <p><u>一 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> | |
| <p><u>二 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> | |
| <p><u>三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> | |
| <p>(委任)</p> | <p>(委任)</p> |
| <p><u>第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> | <p><u>第二十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> |